KOA INFORMATION

KOYAMA ACCOUNTING OFFICE

税理士法人 小山会計

〒386-0005 長野県上田市古里６９２－２
ＴＥＬ ： ０２６８－２２－７６１５
ＦＡＸ ： ０２６８－２２－７６１７
Ｅ－ｍａｉｌ： koa-g@tkcnf.or.jp
ＵＲＬ ： https://www.koa-g.com

2021’ 9月

10日発行

2021年10月の予定

・税務署長から特別農業所得者への令和3年分予定納税額の通知（15日迄）
・個人住民税第3期分の納付
・労働保険料第2期分の納付
（労働保険事務組合委託の場合は11/14）

2021年11月の予定

・所得税予定納税額の減額承認申請 期限15日迄
・所得税予定納税額第2期分の納付
・特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
・個人事業者（中間申告が年3回）の消費税・地方消費税の中間申告と納付 以上の期限30日迄
・「税を考える週間」（11日～17日迄）
・個人事業税第2期分の納付

2021年 10月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2021年 11月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

最近思うこと

21’ September

税理士法人 小山会計 代表 小山秀喜

賛否両論があった東京オリンピック・パラリンピックもあっという間に終了し、選手方からたくさんの感動をいただきました。心より感謝申し上げます。そして、このコロナ禍かつ猛暑・自然災害の中お手伝いいただいた、表には出てこない大会関係者・ボランティア関係者に本当に心より敬意を表します。

やはりオリンピック等の開催の背景・利権はどうであれ、本気で努力してきた選手たちの姿に私たち国民は、心から尊敬し感動を覚えます。五年間もしかしたら十数年間、日々努力してこられたことに、その真実の姿が見えるからでしょう。

一方、国を代表するトップ・大臣、官僚たちの発する言葉からは、残念ながら全くその真実性・誠意のひとかけらも感じられません。何も伝わって来ません。オリンピック選手の一言のほうが、われわれ国民は信じられるのが現実です。

本来言葉は、言霊といって、言葉に魂が宿っていなければなりません。このところ続く政治家の軽率な失言など、本来はありえないことです。

そして本当に残念なことは、N大臣の銀行を通じて飲食店に圧力をかけることまたは酒類の卸業者から飲食店に圧力をかけることなどは、ありえない暴言です。この政策を恐らく主要閣僚は事前に聞いていたにもかかわらず、いざとなると見て見ぬふりをするなどリーダーとして恥ずべきことです。

また、こともあろうに公務員が飲食店を見回り監視するなど愚の骨頂です。そんな時間、人がいたらもっと他に優先することがあるでしょう。アベノマスクから始まったコロナ対策の数々の失策に対して、もっと私たち国民が感心させられるぐらいの政策を一つでも実行してもらいたいと切に願っております。実際に飲食店等は、このコロナ禍で各自必死に雇用を守り、生き残りをかけて努力をしております。まさかここまでコロナが収まらないことは、想定外かもしれませんが、これまでの国のトップの無策・リスク管理の欠如を、飲食店・サービス業はじめとする国民に押し付けることは、絶対にあってはなりません。

ワクチン接種も、民間企業による職域接種はあっという間に進みました。行政による接種の早さとは比べものになりません。ある方のメールには、「未来学者アルビン・トフラーはかつて著書の中で、行政は時速三十キロ、ビジネスは時速百キロと書いていた。」とありました。

この非常時の際、民間・行政、与党・野党、専門家・その他関係なくオールジャパンで、国民の命・生活を守るという視点で知恵を出し合い乗り切っていくことを願っております。

インボイス発行のための事前登録申請

2023年10月1日から、いわゆる「インボイス制度」が始まります。インボイス制度を適用できる請求書等の発行には、適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。この登録申請が2021年10月1日からスタートします。

●「インボイス制度とは」

消費税の納付税額を計算する上で、課税売上げに係る消費税額から差し引くことができる仕入税額控除を適用するには、2023年10月1日から、原則として、適格請求書の保存が必要となります。
これを「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）といいます。

●「適格請求書発行事業者」

適格請求書は、適格請求書発行事業者しか交付することができません。

（1）登録制度

適格請求書発行事業者となるためには、所轄税務署へ登録申請を行い、登録を受ける必要があります。この登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます。

（2）インターネットで公表

適格請求書発行事業者となると、氏名又は名称及び登録番号等の情報が、インターネット上で公表されます。

（3）交付義務

国内で消費税が課される取引を行った場合に、課税事業者である相手方から適格請求書の交付を求められたときは、適格請求書発行事業者は、次の取引を除き、適格請求書の交付をしなければなりません。

① ３万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
② 出荷者等が卸売市場において行う、生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る。
③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う、農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る。）
④ ３万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る。）

なお、小売業、飲食店業、タクシー業等の不特定多数の者に対して行う事業では、適格請求書の記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができます。

●「留　意　点」

インボイス制度開始時点で適格請求書発行事業者となるためには、2021年10月1日から2023年3月31日までの間に登録申請書を所轄税務署へ提出しなければなりません。

なお、適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者とはなりません。ご留意ください。

第16回 事業承継コラム

「相続時の自社株評価⑥～対策その2～」

前回は事業承継においての自社株の評価の対策、特に自社株の株価を下げる要因について説明しました。

今回は、自社株の評価が出たあとの自社株の移動による対策について代表的なものを挙げていきたいと思います。

１．贈　与

①暦年贈与・・・年間１１０万円の非課税枠を使用して毎年株式を贈与していく方法です。

②相続時精算課税・・・相続時精算課税制度は６０歳以上の父母または祖父母から２０歳以上の子または孫への贈与に対して利用することが出来ます。非課税枠２，５００万円まで贈与時に課税を受けることなく贈与を行い、その後相続が発生した時は、贈与時の時価により該当資産も含めすべてが相続税の対象になります。自社株式が相続財産から外れるわけではありませんが、今後も継続的に株価が上昇するような場合、贈与時の時点により価格を固定できるという点で効果があります。

③事業承継税制　・・・事業承継税制とは、一定の要件を満たしている会社が適用でき、非上場株式を贈与、相続で取得した場合に、その株式にかかる贈与税、相続税が猶予される制度です。

２．譲　渡

資産管理会社へ譲渡・・・資産管理会社に株式を売却することで、先代オーナーの個人資産を減少させることが可能です。なお、仮に、売却された会社が利益を出し続けた場合、評価額算定時に法人税等相当額を評価額から引くことが出来るため、対策として有効です。

３．その他

その他にも、組織再編（合併、分割、株式移転等）、従業員持株会、種類株式、持ち分のない一般社団法人、公益法人の設立等様々な対策があります。それぞれの対策は、メリット、デメリットが存在し、一つの対策が全て有効ということではありません。よかれと思って行ったことが、大きな損失を招く要因となる場合もあり、また何年も何十年もリスクを抱えることに繋がる場合などもあります。

どのように事業承継を行っていきたいかという方向性から最適な方法を見つけることが重要なので、担当者に早いうちに相談をしてください。

事業承継専門室長　森川　宜彦

職員コラム

「食欲と感謝の秋」

牧内 りずむ

「食欲の秋」「読書の秋」「睡眠の秋」など…秋は一年の中でも過ごしやすく快適な季節であるため、様々なことが楽しめます。気象庁の定義によると、秋とは 9 月から 11 月までとされており、12 月から 2 月までは冬とされているそうです。秋といえば皆さんはどんな秋を想像されるでしょうか。私は専ら**食欲の秋**です(笑)

日々を忙しく過ごしていると忘れてしまいがちですが、秋には様々な祝日があります。近年では**9 月の敬老の日と秋分の日を含め、秋の大型連休**となったことから、5 月の大型連休であるゴールデンウィークに対して**シルバーウィーク**と呼ばれるようにもなりました。

また、10 月第 2 月曜日の祝日である**「体育の日」**は、東京オリンピックの開催に伴い令和 2 年より**「スポーツの日」**へ名称が改められたのは記憶に新しいのではないでしょうか。今回はそんな**祝日の起源を紐解き、実は「秋」という季節と関わりの深い「勤労感謝の日」について深堀したいと思います。**

最近はあまり耳にすることがなくなった表現ではありますが、**「祝祭日」**という言葉があります。これは祝典(慶祝儀礼)・祭典(宗教祭祀儀礼)の行われる定例日の事をいいますが、昭和 23 年 7 月 20 日制定の現行制度「国民の祝日に関する法律」では**祝日**しか規定されていません。日本における**「祝祭日」**とは戦前の名残なのです。

※歴史的な経緯についての説明は長くなるため今回は割愛させていただきます。

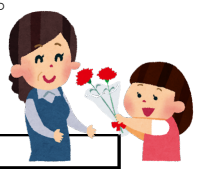

名称の違いを見比べてみましょう

現行	趣旨	戦前		
敬老の日	多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。			9月第3月曜日
秋分の日	祖先をうやまい、なくなった人々をしのぶ。	秋季皇霊祭	祖先を祭る日	※秋分日 9月21日～23日
スポーツの日	スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力のある社会の実現を願う。			10月第2月曜日
文化の日	自由と平和を愛し、文化をすすめる。	明治節	明治天皇誕生日	11月3日
勤労感謝の日	勤労をたっとび、生産を祝い、国民がたがいに感謝しあう。	新嘗祭	その年の収穫への感謝の祭	11月23日

※秋分の日は、観測により決まるため毎年同じ日とは限りません。詳しくは「国立天文台」の HP 等をご参照下さい。

11 月 23 日の**「勤労感謝の日」**は、**「勤労を尊び、生産を祝い、国民が互いに感謝しあう日」**とされていますが、起源となる**「新嘗祭」**の性質から、**単なる勤労や生産に対する感謝の日とは意味が異なる**ことがわかります。

新嘗祭の起源については稲作開始の弥生時代まで遡るといわれており、**「日本書紀」神代巻**では邇邇芸命(ににぎのみこと)が地上世界である葦原中津国(あしはらのなかつくに・日本)に降り立つ際、天照大御神が三大神勅(さんだいしんちょく)と呼ばれる三つの使命を託しました。その神勅の一つである「斎庭の稲穂(ゆにわのいなほ)の神勅」では「高天原(たかまのはら)で育てられている斎み清めた田んぼの稲穂を地上でも育てなさい」といったことを仰せになり、地上世界でも穀物の栽培が行われ、農業の事始めとなったとされています。**その御神恩に対する感謝の祭りとして、五穀豊穣を祝い、神々に報告する祭りが新嘗祭であります。**現在でも宮中の儀に合わせて、全国の神社で執り行われているお祭りです。

江戸時代、飢饉が流行し不安定な世の中で、自ら編み出した**「報徳思想」**を用いて日本各地の財政復興に尽力した**二宮尊徳**の言葉に**「天理に順(したが)ひて種を蒔き、天理に逆(さか)ふて草を取り、欲に随(したがひ)て家業を励み、欲を制して義務を思ふべきなり」**という言葉があります。二宮尊徳の言葉にあるように、**私たちは自然の摂理に従い、そして、自然に逆らうことで文明の発展を遂げてきました。**

しかしながら、どんなに進歩を遂げようとも、**私たち人間は自然の上に生かされていることを忘れず、自然との共生をはかり、そして日々の「食」への感謝の気持ちを忘れないようにしたいものです。**

育児休業給付金の申請手続きを行う事業主の方・育児休業取得予定の方へ

令和3年9月1日から、育児休業給付に関する被保険者期間の要件を一部変更します

～育児休業開始日が令和３年９月１日以降の方が対象です～

「育児休業給付金」の被保険者期間の要件が、9月1日から一部変更となります。これにより、これまで要件を満たさなかった場合でも、支給の対象となる可能性があります。特に、勤務開始後1年程度で産休に入った方などは対象となる可能性がありますので、一度ご確認ください。

原則の育児休業給付の被保険者期間

現行

育児休業開始日を起算点として、その日前2年間に賃金支払基礎日数（就労日数）が11日以上*1ある完全月が12か月以上あること。

追加

改正後

被保険者期間において上記要件を満たさないケースでも、**産前休業開始日等*2を起算点として、その日前2年間**に賃金支払基礎日数（就労日数）が11日以上*1ある完全月が12か月以上ある場合には、育児休業給付の支給に係る被保険者期間要件を満たすものとする。

＊1　11日以上の月が12か月ない場合、完全月で賃金支払基礎となった時間数が80時間以上の月を１か月として算定します。
＊2　産前休業を開始する日前に子を出生した場合は「当該子を出生した日の翌日」、産前休業を開始する日前に当該休業に先行する母性保護のための休業をした場合は「当該先行する休業を開始した日」を起算点とします。

具体的な事例

就職	令和3年4月1日
産前休業	令和4年4月5日～
出産日	令和4年4月30日
産後休業	～令和4年6月25日
育児休業	令和4年6月26日～
被保険者要件（現行）	被保険者期間12か月を**満たさない**
被保険者要件（改正後）	被保険者期間12か月を**満たす**

現行（育休開始日からカウント）

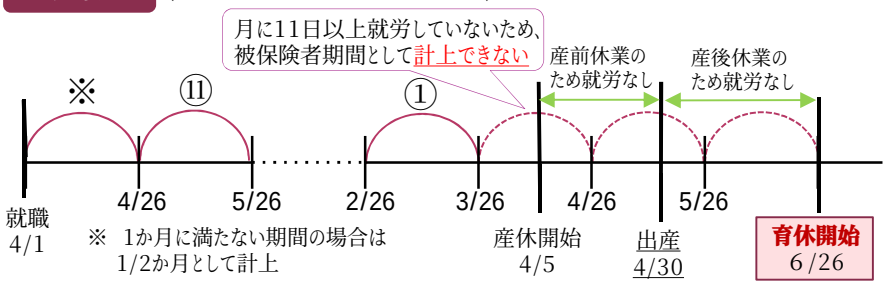

改正後（産休開始日からカウント）

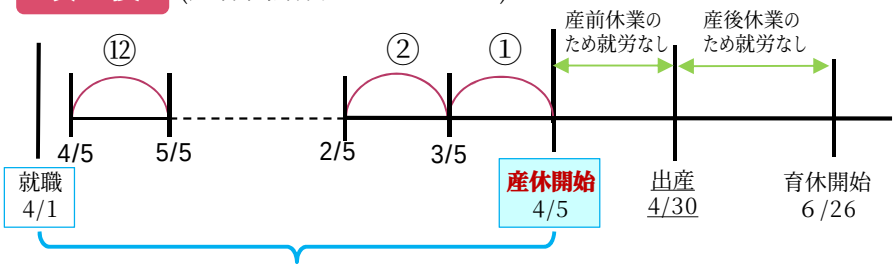

被保険者期間12か月を満たす

[休業開始時賃金月額証明書の記載の仕方]

改正後の方法によって被保険者期間を確認する場合、休業開始時賃金月額証明書の④および⑦の「休業等を開始した日」欄に産前休業開始日等を記載してください。それ以外の記載方法はこれまでと同様です。詳しくは、事業所の所在地を管轄するハローワークにご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク　LL030721保01

労務関係トピックス　雇用保険の高年齢被保険者の特例とは？

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）により、高年齢被保険者の特例に関する規定が令和4年1月1日から施行されます。それに伴い、令和3年7月21日に、「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第125号）」が公布されました。以下で、高年齢被保険者の特例の概要について紹介いたします。

◆現行制度　雇用保険法（昭和49年法律第116号）6条1項1号において「1週間の所定労働時間が20時間未満である者」については、雇用保険法の適用除外となっています（1事業所で週所定労働時間が20時間以上の者は適用）。複数の事業所で就労する場合は、それぞれの事業所ごとに適用要件を判断、労働時間は合算しません。

◆高年齢被保険者の特例とは　令和4年1月1日より、複数の事業主に雇用される65歳以上の労働者について、本人の申出を起点に、2つの事業所の労働時間を合算して、「週の所定労働時間が20時間以上である」ことを基準として雇用保険が適用されることになります。

◆制度の対象者（高年齢被保険者）となるための要件

要件は次のとおりです（雇用保険法37条の5第1項各号）。

① 2つ以上の事業主の適用事業に雇用される65歳以上の者

② 上記①のそれぞれ1つの事業主の適用事業における1週間の所定労働時間が20時間未満

③ 上記①のうち2つの事業主の適用事業（申出を行う労働者の1週間の所定労働時間が5時間以上であるものに限る）における1週間の所定労働時間の合計が20時間以上

◆高年齢被保険者の特例の申出　高年齢被保険者の特例の申出は、当該申出を行う者の氏名、性別、住所または居所および生年月日、当該申出に係る事業所の名称および所在地、当該申出に係る適用事業における1週間の所定労働時間などを記載した届書に労働契約に係る契約書、労働者名簿、賃金台帳等を添えて、管轄公共職業安定所の長に提出することによって行うものとされています。公共職業安定所は申出の内容を確認し、本人および各事業所に通知します。なお、資格取得の場合は申出の日に被保険者の資格を取得します。

◆事業主の留意点　事業主は、高年齢被保険者の特例の申出を行おうとする者から当該申出を行うために必要な証明を求められたときは、速やかに証明しなければなりません。また、事業主は、労働者が申出をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはなりません。

長野県の最低賃金が令和3年10月1日から改正されます！（予定）

時間額　877円

（改正前849円）

長野県内の事業場で働くすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。

なお、計量器等製造業、はん用機械器具等製造業、各種商品小売業、印刷・製版業で働く労働者には、特定（産業別）最低賃金が適用されますので、詳細は長野労働局HP等でご確認ください。

編　集　後　記

季節は秋になりましたが、新型コロナウイルスは依然としてその猛威を振るい続けています。コロナの脅威が私共の生活に暗い影を落とす中、特に事業主の方々は、従業員の方が新型コロナの濃厚接触者となってしまった場合、あるいは従業員のご家族等が濃厚接触者となってしまったが、従業員が濃厚接触者ではない場合の休業補償の対応について、どうすればよいかとお考えの方もいらっしゃるかと思います。もし保健所の判定によって従業員が新型コロナウイルスの濃厚接触者となってしまった場合は、その従業員の方は休業（保健所の指示による「例・接触後十四日間の健康観察等」）することになります。その場合の従業員の方の賃金ですが、この場合は、不可抗力による休業と解され、使用者に休業手当の支払いの義務はないとされています。しかし、不可抗力とは「事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であり、その原因が事業の外部で発生したこと」とされることから、例えば在宅勤務等の方法により従業員（無症状であり就労可能の場合に限る）を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分検討するなど休業の回避について通常使用者として行うべき最善の努力を尽くしていないと認められた場合には、休業手当の支払いが必要となることもあります。傷病手当金は無症状の濃厚接触者は支給対象になりません。年次有給休暇は従業員がその休業期間中に取得することを請求した場合は付与します。（従業員との話し合いによる付与もあり得る。）また従業員のご家族等が濃厚接触者となり従業員が濃厚接触者でない場合で、会社から休業指示をするのであれば、会社は休業手当を支給しなければなりません。傷病手当金も無症状ならば支給対象にならず、もし従業員からその期間の有給休暇を請求された場合は付与もあり得ますが、会社が一方的に従業員にその期間の有休を取得させることはできません。（編集担当　荻原）